

香川県報



第 37 号

平成 15 年

5月13日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	保安林の指定の解除	（みどり整備課）	一
告示	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の指定	（労働政策課）	

公告

公告	土地改良事業の認可（二件）	（土地改良課）	二
	土地改良区の定款の変更の認可（二件）	（土地改良課）	
	土地改良区の役員就退任の届出（四件）	（土地改良課）	
	土地改良区の役員退任の届出	（土地改良課）	四
	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	
	開発行為に関する工事（公共施設）の完了	（都市計画課）	五
	宅地建物取引業法の規定による聴聞の実施	（住宅課）	六

告示

香川県告示第二百九十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十五年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

さぬき市小田字松ヶ谷二六七一の七七・二六七一の七九・二六七一の八〇・二六七

一 一の八四・二六七一の八七・二六七一の八八・二六七一の三二・二六七一の一五五（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二六七一の七八、二六七一の八三
 二 保安林として指定された目的 魚つき
 三 解除の理由 公共施設用地とするため
 二一 解除に係る保安林の所在場所

さぬき市小田字松ヶ谷二六七一の七七・二六七一の七九・二六七一の八〇・二六七
 一の八四・二六七一の八七・二六七一の八八・二六七一の三二・二六七一の一五五
 （以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二六七一の七八、二六七一の八三
 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
 三 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課及びさぬき市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第二百九十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第九条の十八の規定に基づき同法第九条の十九に規定する業務を行う者を指定したので、同法第九条の二十において準用する同法第九条の十二第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 名称 社会福祉法人恵愛福祉事業団
- 二 住所 東かがわ市白鳥九六一番地
- 三 事務所所在地 東かがわ市松原一三三二番地五
- 四 指定年月日 平成十五年四月一日

公告

香川県公告第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年四月十六日認可した。

平成十五年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
善通寺市土地改良区	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 下東地区
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 古瀬地区
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 下吉田本村東地区
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 宮の前地区
"	ため池等整備事業(単独県費補助土地改良事業) 瓢箪池地区

香川県公告第三百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、三豊郡財田町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(ほ場整備事業))柳谷地区)を行うことについて平成十五年四月二十四日認可した。

平成十五年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、満濃池土地改良区の定款の変更を平成十五年四月七日認可した。

平成十五年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、満濃町土地改良区の定款の変更を平成十五年四月二十一日認可した。

平成十五年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、先代池土地改良区から役員(退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

種類	氏名	住 所	退任年月日
----	----	-----	-------

理事	中村 政市	丸亀市今津町四〇四番地三	平成一五、一、三一
----	-------	--------------	-----------

"	大西 久雄	" 六六三番地	平成一五、三、三一
---	-------	---------	-----------

"	秋山 照幸	" 四一六番地一	"
---	-------	----------	---

"	大林 昭雄	" 六九九番地	"
---	-------	---------	---

"	壬生 康雄	津森町九一番地	"
---	-------	---------	---

"	竹内 效	" 五六八番地	"
---	------	---------	---

"	松岡 豊治	新田町一三七番地	"
---	-------	----------	---

"	藤田 秀光	" 七二番地	"
---	-------	--------	---

監事	秋本 貞男	津森町五〇〇番地	"
----	-------	----------	---

"	大西 俊明	今津町五八一番地の二	"
---	-------	------------	---

"	馬場 進	" 七三八番地六	"
---	------	----------	---

"	高木 勉	新田町二二八番地	"
---	------	----------	---

二 就任した役員	氏名	住 所	就任年月日
----------	----	-----	-------

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
-------	----	-----	-------

理事	壬生 康雄	丸亀市津森町九一番地	平成一五、四、一
----	-------	------------	----------

"	村山 利正	今津町三七五番地の二	"
---	-------	------------	---

"	大西 敏明	" 五八一番地の二	"
---	-------	-----------	---

"	高木 勉	新田町二二八番地	"
---	------	----------	---

"	三谷 保行	今津町五八八番地の七	"
---	-------	------------	---

"	大井 博臣	" 三九一番地	"
---	-------	---------	---

"	竹内 效	津森町五六八番地	"
---	------	----------	---

一 退任した役員
 種別の氏名住 所 退任年月日
 理事 長尾 一一 丸龜市柞原町六六番地の一 平成一五、三、三一
 山内 行雄 " " 八二番地
 池田 富保 " " 一〇六番地一
 山内 登 " " 一八三番地二
 内池 登 " " 三二三番地
 守屋 貞 " " 四五一番地
 横井 順一 " " 二七三番地の二
 松本 政照 " " 二八七番地
 小松 敏弘 " " 一九七番地の二
 秋山 博文 " " 一六二番地の二
 横井 廣一 " " 二七一番地
 山内 格 " " 三五六番地
 二 就任した役員
 種別の氏名住 所 就任年月日
 理事 山内 行雄 丸龜市柞原町八二番地 平成一五、四、一

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸龜市庄之池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。
 平成十五年五月十三日

一 退任した役員
 種別の氏名住 所 退任年月日
 山内 重利 " " 三四番地の一
 池田 富保 " " 一〇六番地一
 山内 登 " " 一八三番地二
 内池 登 " " 三二三番地
 横井 順一 " " 二七三番地の二
 守屋 貞 " " 四五一番地
 松本 政照 " " 二八七番地
 小松 敏弘 " " 一九七番地の二
 秋山 博文 " " 一六二番地の二
 山内 格 " " 三五六番地
 横井 隆 " " 二六五番地
 香川県公告第三百二十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、府中開拓パイロット土地改良区から役員退任及び就任について次のとおり届出があった。
 平成十五年五月十三日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員
 種別の氏名住 所 退任年月日
 理事 宮崎 隆吉 坂出市府中町三九五番地三 平成一五、四、一〇
 細谷 義信 " " 一四六〇番地
 吉田 厚雄 " " 四〇〇一番地五
 庵下 元信 " " 二六四一番地
 榊原 忠義 " " 二八七四番地二二
 吉田 宏明 " " 二八九番地一
 綾井 建二 " " 青海町二二二一番地三
 西紋 勝弘 " " 池園町七番八号
 北林 祐男 " " 府中町一七八五番地三

監事 木下 繁信 大屋富町一九二番地
 " 吉田 義廣 府中町九七〇番地
 二 就任した役員

役員の氏名 住 所 就任年月日

理事 細谷 義信 坂出市府中町一四六〇番地 平成一五、四、二一

" 庵下 元信 " " 二六四一番地

" 吉田 宏明 " " 二八九番地一

" 綾井 建二 " 青海町二二二番地三

" 瀬戸 邦一 " 横津町二丁目八番一九号

" 山崎 勲 " 府中町三六二九番地六

" 青海 隆廣 " " 一一三〇番地

" 宮崎 泰徳 " " 三九五三番地三

" 榊原 成範 " " 二八七四番地二二

監事 木下 繁信 大屋富町一九二番地

" 吉田 義廣 府中町九七〇番地

香川県公告第三百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、坂出市
 三条新池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年五月十三日

一 退任した役員

役員の氏名 住 所 退任年月日

理事 松原 基義 丸亀市三条町一六一六番地の一 平成一五、四、二一

" 徳田 哲男 " " 一三三三番地の一

" 丸岡 光男 " " 一三三四番地の一

" 杉尾 眞澄 " " 一四〇六番地の一

" 大西 修 " " 一〇一〇番地七

" 横北 隆 " " 一四八六番地
 監事 前川 正明 " " 九七六番地の一
 " 大橋 文夫 " " 一三一七番地
 二 就任した役員

役員の氏名 住 所 就任年月日

理事 松原 基義 丸亀市三条町一六一六番地の一 平成一五、四、二一

" 徳田 哲男 " " 一三三三番地の一

" 丸岡 光男 " " 一三三四番地の一

" 杉尾 眞澄 " " 一四〇六番地の一

" 大西 修 " " 一〇一〇番地七

" 横北 隆 " " 一四八六番地

" 前川 正明 " " 九七六番地の一

監事 大橋 文夫 " " 一三一七番地

香川県公告第三百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、坂出市
 西庄土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十五年五月十三日

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

役員の氏名 住 所 退任年月日

理事 山条 進 坂出市西庄町一〇九六番地一 平成一五、三、三

香川県公告第三百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第
 三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 二、二二七九 八、二二七九 一、二二七九 一、二二七九 二〇、二二七九 二一、二二七九 二二、二二七九 二三、二二八〇 一、二二八〇 三、二二八〇 四、二二八一及び二二八二 五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡国分寺町新居三〇一番地 一 一一〇三号

吉原 秀明

綾歌郡国分寺町新居二二七六番地 一

吉原 サチコ

香川県公告第三百二十四号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 二、二二七九 八、二二七九 一、二二七九 一、二二七九 二〇、二二七九 二一、二二七九 二二、二二七九 二三、二二八〇 一、二二八〇 三、二二八〇 四、二二八一及び二二八二 五

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇メートル）七・七メートル、延長二〇一・〇六メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 八、二二七九 一、二二七九 一九、二二七九 二二、二二七九 二三、二二八〇 三及び二二八〇 四

道路（有効幅員五・八メートル）五・九メートル、延長三七・七五メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二八一の二部及び二二八二 五の一部

道路（有効幅員五・八メートル）延長七五・五九メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 二の二部、二二八〇 一の二部、二二八一の二部及び二二八二 五の一部

道路（有効幅員五・七六メートル）延長七・九五メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二八一の一部

2 排水施設

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×四〇〇）五〇〇ミリメートル、延長二〇二・〇一メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 一九の一部及び二二七九 二二の一部

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×四〇〇）五〇〇ミリメートル、延長二〇〇・一八メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 二の一部、二二八〇 一の一部、二二八一の一部及び二二八二 五の一部

排水管（直径三〇〇ミリメートル）延長五・三五メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 二の一部、二二八〇 三の一部及び二二八〇 四の一部

排水管（直径二〇〇ミリメートル）延長九・九六メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 一の一部、二二七九 二二の一部、二二八〇 三の一部及び二二八〇 四の一部

排水管（直径二〇〇ミリメートル）延長九・九六メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 一の一部、二二七九 二二の一部、二二八〇 三の一部及び二二八〇 四の一部

排水管（直径二〇〇ミリメートル）延長七七・〇九メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 二の二部、二二八〇 一の二部、二二八一の一部及び二二八二 五の一部

排水管（直径一五〇ミリメートル）延長一五・七二メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 八の一部、二二七九 一一の一部、二二七九 一九の一部及び二二七九 二二の一部

排水管（直径一五〇ミリメートル）延長二二・九二メートル

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二七九 二の二部、二二八〇 一の二部、二二八一の一部及び二二八二 五の一部

公園（面積一五七・五二平方メートル）

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二八二 五の一部

公園（面積一五七・五二平方メートル）

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二八二 五の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二八二 五の一部

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二八二 五の一部

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二八二 五の一部

綾歌郡国分寺町新居字上向田二二八二 五の一部

綾歌郡国分寺町新居三〇一番地一 一一〇三号

吉原 秀明

綾歌郡国分寺町新居二二七六番地一

吉原 サチコ

香川県公告第三百二十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、
行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条
第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のと
り行う。

平成十五年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 聴聞期日

平成十五年六月六日(金曜日) 午前十時

二 聴聞場所

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県庁本館二階第三会議室

三 被聴聞者

1 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社丸一産業

池浦 聖智

高松市勅使町一五四番地一

2 免許証番号

香川県知事(一一)第一一四三号

平成十五年五月十三日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています